秋田県福祉サービス第三者評価結果表

①第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

②施設•事業所情報

名称:城南園			種別:	保育所	
代表者氏名:伊藤 秋美			定員	(利用人数):	60 名
所在地: 秋E	田市楢山古川新町4	1-2			
TEL: 018-832	2–3512		ホーム	ムページ: <u>info@jyona</u>	nen. ed. jp
【施設・事業剤	所の概要】				
開設年月日:	昭和 23 年 5 月 1	日			
経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人秋田婦人ホーム					
職員数	常勤職員:	1	4名	非常勤職員	10 名
専門職員	(保育士)	19 名		(幼稚園免許)	16 名
	(管理栄養士)	1名		(小学校教員免許)	1名
	(調理師)	2名			
施設・設備 (居室数)			(設備等)		
の概要					

③理念·基本方針

【理念】

城南園は、法人の理念、基本方針に基づき、キリスト教の精神により乳幼児の心身の健全な発達のため、子どもの福祉の増進を図り、家庭の協力を得ながら、豊かな人間性を持った子どもを育成するために努めます。さらに、地域とも連携を深め、地域の子育て支援の役割も果たせるように図ります。

【基本方針】

保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とします。又、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をしてよりよい保育のために努力研鑽をすることを基本とします。

4)施設・事業所の特徴的な取組

- 大事にする保育の方向性や目標を設定。
- ・子どもの年齢、個性、特徴に合わせた活動のための具体的な素材や遊具などの環 境構成、居場所となれる温かな雰囲気づくり、夢中になれる遊びの計画策定。
- ・保育士の資質維持、専門性、人間性の向上のため、研修(園内研修、園外研修)に参加。
- ・保護者アンケートを実施して、保育の改善に努めている。
- ・保育計画を PDCA サイクルで改善している。
- ・職員の自己評価、園の評価を実施して改善している。
- ・ご意見箱を設置して、要望を聞き取る。
- ・保護者懇談会を設けて質の改善に取り組む。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年6月1日(契約日) ~
	平成 31 年 1 月 31 日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0 回(平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・保護者からの意見や苦情が出しやすい雰囲気づくりがなされており、保護者との関係 は良好に保たれている。
- ・自己評価や保護者アンケート結果及び改善策を公表しサービスの質の向上に前向きに 取り組んでいる。
- ・園長は、保育士が子ども一人ひとりに関わる時間を増やせるよう職員の確保や職員の 配置について配慮している。
- ・地域の老人施設との交流や、年長児が手づくりおやつを持参して地域の老人家庭を訪問するなど、子どもと地域との交流を広げる取組みを行っている。
- ・毎月全体会議でヒヤリハット事例を話し合い、発生原因の分析と改善策・再発防止策 を検討し、職員全体に周知することで安全なサービスの提供に努めている。
- ・子どもを「さん」付で呼ぶなど、人権に配慮するとともに男女の性差にも配慮した言葉遣いで保育を行っている。
- ・異年齢児とのリズム遊びや、園庭で草花や昆虫など自然に触れる体験ができている。
- ・アレルギーのある園児への対応では、危機管理とともに、他の園児と同じ気持ちで食べられるようにする配慮もあり素晴らしい。
- ・遊びの中では子ども同士が声を掛け合って仲間づくりをしており、元気で思いやりの 心が育っているのを観察できた。
- ・昼寝の際にパジャマに着替えている場面では、子どもたちが自分で脱いだものをたた み整理しており、身の回りのことを自分でやろうとする子どもに育っているのを観察で きた。
- ・毎月、園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりで、園の保育内容について保護者に発信・情報提供がされている。

◇改善を求められる点

- ・中長期計画のビジョンを実現するために不可欠な財政面での裏付けである中長期の収支計画が示されていないこと及び実施状況の評価を行うことのできる数値目標が設定されていないことに対して再検討を期待したい。
- ・経営課題に関して、役員や園長の間では共有されているが、職員への浸透が十分でないように見受けられる。役員・職員が一体となって課題に取り組まれることを期待したい。
- 災害時に、地域の中における保育所としての役割が示されることを期待したい。
- 人材育成評価シートの整備について、今後の更なる取組みに期待したい。
- ・園で行う保護者アンケートは60%台の回答率が普通になっているが、保護者と保育 園の信頼関係からみると更に高まることを期待したい。
- ・本会の実施した保護者アンケートに、洗濯が大変なので冬場の着替えは不要との意見 が複数あり、必要性について説明する機会を設けてほしい。
- ・本会で実施した保護者アンケートには、朝の検温への負担の声が複数あり、改めての 説明や、保護者の意見を聞く機会が設けられると望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての受審で、第三者の目で評価していただいたことを謙虚に受け止めたいと思いました。気付いたことや、改善する点、課題が見え、共有することで職員の意識が大変高まりました。今後、下記の課題の改善に向け質の向上に努めていきたいと思います。

〇人材育成評価の実施方法について

受審をきっかけに、人材育成評価表を作成し試行的に実施してきましたが、職員全員に意義が伝わりきれなかったので、意義を浸透させ計画的に実施し人材育成評価システムを作成していきたいと思います。現場の内容に即したものにして、リーダーが未満児クラス、以上児クラスの人材評価を行う仕組みを作っていき、現場の人材評価をしていくことで、質の向上が図られるのではないと考えています。

〇保護者アンケートについて

今回の保護者アンケート結果では、保護者の方のご意見を再度検討して、利用しやすい施設運営をしていきたいと思います。冬場の着替え、朝の検温等について十分な説明や情報を発信していける場(園便り、クラス懇談等)を設け理解を深めていくことが、利用しやすい施設運営につながると思います。

〇中長期計画のビジョンについて

中長期のビジョンを実現するために、財政面から中長期の収支計画を作成し、実施数値目標を設定して実施状況の評価ができるようにしていきたいと思います。役員は、園の行事、礼拝等に参加していますが、今まで以上に職員と一体となって、経営課題に取り組んでいく仕組みづくりをしていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

【共通評価項目】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I -1-(1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	а

〈コメント〉

法人の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 理念・基本方針は明文化され、パンフレット、ホームページに掲載されるとともに保育所内 にも掲示され、周知が図られている。職員には年度末の職員研修会で説明するとともに年度 初めの全体会議の際にも理事長から改めて説明があり、周知状況を確認する機会ともなって いる。保護者には「城南園のしおり」を配布して説明し周知を図っている。

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
② Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・	а
分析されている。	

〈コメント〉

事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

少子化であるが未満児は待機者がいるなどの経営環境や課題を把握している。保育コストの 分析や利用者数の推移、利用率の分析等を定期的に行っている。南部地区子育て支援ネット ワーク連絡会などの会議で社会福祉事業全体の動向について把握し職員会議で説明してい る。

3	I-2-(1)-2	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めてい	b
	ર	0 0	

〈コメント〉

経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組みを進めているが十分でない。

経営状況や改善すべき課題について、法人の理事や監事等の役員間では共有されているものの職員への周知の点では十分ではない。経営上の課題解決のためには職員の意見を聞いたりする組織的な取組みも進めてほしい。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I - 3	3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて	b
	いる。	

〈コメント〉

経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。

平成30年からの3か年計画である中長期計画は策定されている。目標は明確であるものの 実施状況の評価を行っていくために必要な具体的な成果目標や数値目標がまだ設定されてい ないため検討されるよう期待したい。

5	I-3-(1)-2	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい	b
		る。	

〈コメント〉

単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。

単年度の計画は中長期計画を踏まえて策定されている。しかし、数値目標や具体的な成果目標を設定していないため実施状況の評価が十分行えない。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組	а
	織的に行われ、職員が理解している。	

〈コメント〉

事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 事業計画策定にあたっては、クラス会議での意見を主任がまとめてリーダー会議にかけて検 討し、全体会議で意見の集約を行い職員の意見を反映して策定されている。計画はPDCA サイクルにもとづき実践し、評価・見直しはリーダー会議等で組織的に行っている。

7	I-3-(2)-②	事業計画は、	保護者等に周知され、	理解を促している。	a

〈コメント〉

事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組みを行っている。 事業計画は保護者に資料配布して周知を図り、同意を得ているほか、クラス懇談会でも説明 している。行事の都度、文書を配布するとともに口頭でも説明している。クラスだより、園 だよりにも掲載するほか、連絡ノートへの記入や廊下への掲示もなされ周知が図られている。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
I - 4	4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、	機能	b
	している。		

〈コメント〉

保育の質の向上に向けた取組みが組織的に行われているが、十分に機能していない。

第三者評価はこれまで受審してこなかったが、年2回の自己評価は実施しており、結果を保護者へも公表している。今回の第三者評価受審を機会に定期的に受審していくことを期待したい。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明 b 確にし、計画的な改善策を実施している。

〈コメント〉

評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施 計画を立て実施するまでには至っていない。

第三者評価はこれまで受審してこなかったが、自己評価の結果に基づき、必要な改善に取り組んでいる。今回の第三者評価受審後の評価結果を受けて課題を明確にし改善していくよう期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II - 1	Ⅰ-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理	а
	解を図っている。	
〈 □ <i>></i>	メント 〉	
園長	は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的	に取り組んで
いる	。園長としての役割と責任を明確にし職務分担表で明示している。職員会	議等でも表明
して	いる。不在時の権限委任も明確にし職務分担表に明示している。	
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っ	а
	ている。	

〈コメント〉

園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組みを行っている。

園長は、遵守すべき法令等を正しく理解し、利害関係者と適正な関係を保持している。「保育 指針の実践セミナー」「危機管理セミナー」などの法令遵守の観点での経営に関する研修に参 加し、職員研修で伝達し周知を図っている。ハラスメント問題に取り組み就業規則の見直し に参画し職員に周知している。

II	Ⅰ-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発	а
	揮している。	

園長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組みに十分な指導力を発揮している。 園長は、連絡ノートや日誌をチェックし保育の質の現状について評価を行っている。課題を 把握し、3か月毎だった指導計画を月毎に改善するなど指導力を発揮している。また、「保護 者アンケート」や「懇談会」で出された要望等は迅速に検討し改善内容を保護者に伝えてい る。

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発 揮している。

〈コメント〉

園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組みに十分な指導力を発揮している。園長は、 経営の改善に向けて電気消費量が高いごみ処理機を廃止したり、カラーコピーを法人で一本 化する検討に入るなどコスト削減に取り組んでいる。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画	а
が確立し、取組が実施されている。	

〈コメント〉

保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それに基づいた取組が実施されている。中期計画の中に、人員体制に関する基本的な考え方や育成に関する方針が明記されている。人材確保計画は平成30年度まで数値目標を伴う具体的な計画がある。有期雇用から正規雇用につなげる取組みも実施されている。

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。b

〈コメント〉

総合的な人事管理を実施している。期待する職員像は「目指す保育士の姿」として明確にしている。人事評価は非常勤を含めて全職員に対して今年度から試行的に行われており、今後はすでに実施されているキャリアパスとリンクさせ実効があがっていくように期待する。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-(1)	職員の就業状況や意向を把握し、	働きやすい職場づく	а
		りに取組んでいる。		

〈コメント〉

職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。勤務時間終了で帰れる雰囲気づくりや有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。福利協会やソウェルクラブなどへの加入で職員の福利厚生に努めている。「ハラスメントは許しません!」を掲示するとともに相談の窓口を設置している。

II - 2 - (3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。
--------------	------------------------

|17| | Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

〈コメント〉

職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。

今年度8月から人材育成評価シートの取組みを行っているので、評価面接や目標達成度の確認までは実施できていない。今後、職員一人ひとりが設定した目標の進捗状況の確認を行い 実効のあがる取組みにつなげるよう期待したい。

| II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、 教育・研修が実施されている。

b

〈コメント〉

保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。期待する職員像は「目指す保育士の姿」として明示されている。研修計画に基づき園内研修・外部研修が実施されている。研修参加後は職員会議で内容を報告し、研修計画の評価と見直しにつなげている。研修計画は正職員と臨時職員について策定されているが、今後は非常勤職員の研修のあり方について検討するよう期待したい。

|19| | Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

〈コメント〉

職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。職員一人ひとりに配慮した、階層別・職種別・テーマ別の研修の機会を確保し受講できるように配慮している。参加後は職員が情報を共有するため報告会を開催している。また、南地区内の保育園の保育士の研修交流も年1~2回行っている。今後は、非常勤職員に対する研修内容の伝達の仕組みづくりを期待したい。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

а

〈コメント〉

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを 用意する等、積極的な取組みを実施している。

実習生の受入れは積極的に行われていて、受入れマニュアルのほかプログラムも用意されている。実習を担当する指導者には県外の研修に参加させるなど積極的な取組みを実施している。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
11 - 3	3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われてい	b
	る。	

〈コメント〉

保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。

保育所の理念や基本方針、保育内容、事業計画、予算決算がホームページで公開されている。 第三者評価については今回が初受審であるためこれまではできなかったが、今後は公表して いくよう期待したい。

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組	b
	が行われている。	

〈コメント〉

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われているが、十分ではない。保育所の事務・経理に関する職務分掌は明確にされ職務分担表で職員に周知している。月に一回外部の会計事務所から経理の適正化のためのチェックを受け助言指導を得ているが、内容が月次決算の点検にとどまっているため、今後は会計管理体制の整備状況の点検や財務状況以外の組織運営・事業の監査まで踏み込んだ、いわゆる外部監査に発展できるよう期待する。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II - 4	4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行ってい	a
	る。	

〈コメント〉

子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。

地域との関わり方についての基本的な考え方を明確にし、事業計画に文書化している。町内 会に加入しているほか、地域の高齢者施設との交流や、冬季間を除き毎月年長児が手作りお やつを持って地域の高齢者家庭を訪問するなど積極的に行っている。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし	a
	体制を確立している。	

〈コメント〉

ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備 されている。

受入れのマニュアルは整備されており、お茶会のボランティアなど積極的に受け入れている。 保育士の仕事が知りたい小中学生の社会学習の一環として学校教育への協力も行っている。

			との連携が確保されている。		
25	II - 4 -	(2)-1	保育所として必要な社会資源を明確にし、	関係機関等	a

との連携が適切に行われている。

〈コメント〉

子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体 系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。

地域の関係機関・団体をリスト化し、職員会議で説明するなど職員間で情報の共有化が図られている。保幼小連絡会議等への参加で関係機関との連携を深め問題の解決に向けて協働して取り組んでいる。家庭での虐待が疑われる子どもへの対応にあたっては、要保護児童対策地域協議会への参画で連携を図っている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

|26| | Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。

b

〈コメント〉

保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組みを行っているが、十分ではない。 子育て支援事業として、保護者と地域の父母や子供が自由に参加できる講座を開催している。 災害時の対策の想定は園内の園児・保護者の対策が主となっているので、今後、地域との協 議を進め、地域と連携し保育園の機能と役割を確認する体制を整えてほしい。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行	а
	われている。	

〈コメント〉

地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。

幼保小連絡協議会では、就学前の受入れ課題の確認やスムーズな入学と安定した学校生活ができるよう情報交換を行い、南部連絡協議会では、民生児童委員と定期的に話し合うことで福祉ニーズの把握に努めている。園独自で子育て支援事業として毎月の園開放、一時保育、子育て相談、講座の開設を実施している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1	Ⅰ-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつため	а
	の取組を行っている。	

〈コメント〉

子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取 組みが行われている。

城南園の理念方針に基づき、倫理綱領には「人権に配慮した保育」を掲げ、玄関・廊下に掲示している。人権を守る保育を実施するために、「差別用語を使わない」とし、誤りの言葉と正しい言葉を列記し、色による固定観念的な性差別についても注意するよう職員に周知している。排せつ時のついたてや、着替えの際のプライバシーなど、園児に対し人格を尊重する対応をしている。また、子どもの多様なニーズ、保護者間の文化の違い、園児の個性を尊重したインクルージョンの保育方針を伝え、理解を得て取り組んでいる。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保	a
	育が行われている。	

〈コメント〉

子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。

「プライバシーマニュアル」で「プライバシーの尊重と保護」の原則を示している。送迎、連絡など項目ごとの対応策を明示し、文書で職員に周知している。職員は守秘義務の「誓約書」を交わしている。日常的にも、園児個人のノートは目に触れないようにし、クラスだより、誕生表では個人が特定できないよう配慮している。また、入園時には利用者の権利擁護に配慮し、プライバシーの保護と個人情報の保護に関し文書を交わしている。不適切な事案について「ご意見箱」「アンケート調査」「クラス懇談会」などで収集された情報に関しては事実関係を精査し、「第三者委員会」で検討し、その結果を本人に伝え、了解を得て公表する仕組みがある。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的	a
	に提供している。	

〈コメント〉

利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。

園のパンフレットでは理念・方針、保育目標を明示し、年齢ごとの「園での一日」、「年間の 主な行事」を絵で示し、入園の手引き、申し込み方法が記載されるなど分かりやすい内容と なっている。入園前の見学希望には随時職員が個別対応している。

31	Ⅲ -1-(2)-②	保育所の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく	
		説明している。	

保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかり やすく説明を行っている。

利用が決定した保護者・児童には、入園開始にあたり手引書となる「城南園の保育」で、項目ごとに分かりやすく説明している。入園後の「保育時間」と、必要に応じ「延長保育」、給食、健康・安全の取組み、緊急時のメール連絡の対応等と「家庭で準備して頂くもの」を伝えている。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応 を行っている。

а

〈コメント〉

保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。

保育所等の変更があった場合は「保育園児引き継ぎ依頼書」により情報提供し、移動後の保育の継続に配慮している。保育が終了した後でも夏休み中の一時保育を受け入れている。虐待、アレルギーなど特別な配慮が必要な児童については、別途「情報提供票」を作成している。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

| 33 | III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

а

〈コメント〉

利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組みを行っている。

利用者満足の向上のため保護者アンケートを年2回実施している。行事、運営など意見を求め、すぐに改善が必要なことに関しては改善事項を伝え、即答できない課題に関しては検討後、保護者に手紙、園だよりで伝えている。食事の満足向上に対し、「食事アンケート」を年2回実施し給食の改善に努めている。その他、日々の連絡帳、クラス懇談会・個人面談(年3回)で保護者の意向・要望・苦情・相談などを受け入れ、満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能してい a る。

〈コメント〉

苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組みが行われているとともに、苦情解決 の仕組みが機能している。

苦情解決体制は「苦情解決対応マニュアル」に沿って玄関に「ご意見箱」を設置し、個人連絡ノートや口頭で随時受け付けるとともにクラス懇談会、個人面談など意見の述べやすい場面を設定し苦情等を収集している。そして、「苦情受付書」を苦情受付担当が記録し、解決責任者が「苦情解決報告書」を苦情解決委員に提出し苦情解決に対応している。苦情解決の結果は「事業報告書」「園だより」で公表している。苦情処理、公表においては個人が特定できないように配慮し、保育の質の向上につなげている。

35	III-1-(4)-2	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、	保護	á
		者等に周知している。		

保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのこと を保護者に伝えるための取組みが行われている。

日常的に、保護者から相談の依頼があれば相談の内容により事務室、園内の図書室を相談場所として使用している。場所の選定は相談内容によって話しやすい場所を保護者に確認し、相談を受けるようにしている。

а

〈コメント〉

保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。

連絡帳や定期的に開催されるクラス懇談会、個別面談で出された保護者からの相談・意見は、 職員間で情報共有し、直ちに会議を開催し、事実確認して迅速な対応をしている。日々の出 来事であれば、その日のうちに解決するよう、改善策、解決策を示し、保護者から同意を得 て対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

| 37 | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスク マネジメント体制が構築されている。

а

〈コメント〉

リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析、対 応策の検討・実施が適切に行われている。

「リスクマネジメント年間計画」を立て、毎月クラスごとに集約された「ヒヤリハット報告」を全体会議で情報を共有し、発生原因を分析・検討している。検討結果は職員に周知され、クラスごとに再発防止に取り組んでいる。そして、その結果を評価・報告し、改善策を確認する仕組みが年間計画に沿って実施されている。また、乳幼児突然死症候群防止の取組みとしてあおむけで寝かせることを職員に周知徹底し、センサーを導入している。園児就寝時は就寝状況をチェックする体制を取っている。

| 38 | III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

а

〈コメント〉

感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組みを行っている。毎年度「保健・安全計画」を4期に分け策定し、重点項目に沿って実施内容を示し、取り組んでいる。「健康管理・衛生管理マニュアル」では日々の健康管理と調理器具機材の衛生管理の徹底を図り、玩具、手洗いなど消毒の適用例を示し、伝染性のある病名は「登園基準」を定め、保護者と職員に周知し安全で衛生的な予防管理に取り組んでいる。「感染症対応マニュアル」の基礎知識を踏まえ発生、症状の把握、その対応策の研修を行い周知させている。そして、事案発生時の職員の役割分担を定めている。保護者に対しても送迎時の手の消毒の周知と県の感染症の分析表などを掲示するとともに毎月「ほけんだより」を保護者に送付し健康管理の情報を提供している。

39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織	а
		的に行っている。	

地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組みを組織的に行っている。

「防災計画書」「防災マニュアル」「防水マニュアル」をもとに毎月の避難訓練・消火訓練と年2回消防署の立会いで通報訓練・避難訓練を実施するとともに災害時の不審者対応の訓練も実施し、園児の安全確保の取組みを組織的に実施している。保護者への緊急連絡体制はタブレットで登園状況を確認し、メール、電話で連絡確認する方法を取っている。また、災害時に備え持ち出し物品の見直し確認をしており、備蓄品は3~4日分確保している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2	2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提	a
	供されている。	

〈コメント〉

保育について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた保育が実施されている。

「城南園の保育」のパンフレットで入園後の保育の考え方と保育内容が保護者に説明されている。「業務の心得マニュアル」の「保育の基本編」の中で職員の基本姿勢を示し周知している。毎年度「全体計画」が立てられ、年齢に応じた保育の月間計画の策定をもとに、週案、日案に沿って、保育の標準的な実施方法が示され、画一的でないサービスが提供されている。

41	III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立	а
		している。	

〈コメント〉

標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるような仕組みを定め、その仕組みのもとに検証・見直しを行っている。

「保護者アンケート」で取り上げられた課題や、「未満児クラス」「以上児クラス」「給食会議」での前月の指導計画の評価・検討を踏まえて計画の見直しを行っている。

計画書は25日に提出され、職員に周知され、変更内容は「クラスだより」「園だより」で保護者に配布されている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

| Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。

а

〈コメント〉

アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組みを行っている。

入所時に家族との面談で家庭環境、成育歴、保護者の意向をもとにアセスメントし「個人別 年間指導計画」を策定している。

医療的課題があれば嘱託医の意見を反映し、食育に課題があれば栄養士の食育計画に反映させている。個人別指導実施計画は保護者の同意を得て一緒に取り組むことを確認しており、 見直しが必要な時は随時迅速に取り組んでいる。

アレルギー、DV 被害への対応など支援困難なケースでも積極的に受け入れ、外部の専門機関と連携して指導計画を策定している。

| 43 | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

а

〈コメント〉

指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。

「個人年間指導計画」では発達段階に応じた子どもの姿を想定して「ねらい」を掲げ、「生活」「遊び」「人間関係」について取り組む内容と、保育士の配慮を計画に位置づけている。

発達状況を「子どもの姿と振り返り」にまとめ、毎月定期的に評価している。O歳児からの離乳や食育についても、給食会議で対応を決め、随時保護者に確認しながら実施している。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

| Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。

a

〈コメント〉

子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。

保育の実施状況は、統一様式にそれぞれの計画に対して記録されている。記入方法は「保育 記録の書き方について」に示されており、差異が出ないようにしている。情報共有のための 会議として、部署や委員会の会議、非常勤職員会議があり、それらで出された情報を共有す るための全体会議がある。

| III - 2 - (3) - ② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

〈コメント〉

子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。

「個人情報保護に対する基本方針」を示し、「個人情報保護管理規程」で個人情報の収集、個 人情報の保管、個人情報の活用について定め、規程違反の場合は罰則も定めている。

職員、実習生、ボランティアには守秘義務に関する誓約書の提出を義務付けている。保護者 は入園時に個人情報の取扱いに関する同意書を提出している。

【内容評価項目】

A-1. 保育内容

			第三者評価結果		
A-1-	A-1-(1) 保育課程の編成				
1	A-1-(1)-(1)	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの	а		
		心の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編			
		成している。			

〈コメント〉

保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。

保育理念、基本方針、目標を定め毎年度「全体的な計画」を策定している。

月間、週日の指導計画を編成している。個々の家庭や地域の実態を考慮して乳児保育の受入 れや保護者の就労形態に応じて「延長保育」を行い、必要に応じて「一時預かり」の保育を 行うなど地域の実情に応じた編成がされている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

2	A-1-(2)-(1)	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごす	a
		ことのできる環境を整備している。	

〈コメント〉

生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

毎日園児の登園前に室温、湿度のチェックをし、エアコン、空気洗浄機の作動状況を確認し 園児が安全快適に過ごす環境を準備している。

畳を敷いたり、クッションマットを敷いたりして園児がくつろいだり落ち着ける場所の整備も行っている。家具、遊具などは担当職員が毎日消毒し衛生管理に努めている。手洗い、トイレなどは毎日掃除し年齢に応じて使用しやすいように配慮がされ、滑らないように工夫もされている。

3	A-1-(2)-2	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた	а
		保育を行っている。	

〈コメント〉

一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

毎年度、年齢ごとの「個人別年間指導計画」が立案され、計画に沿って一人ひとりに合った 保育が行われている。計画立案の際は保護者との懇談会を通して家庭環境、親子関係を把握 し一人ひとりに合った援助を計画に盛り込んでいる。

子どもたちとの対応では一人ひとりの人格を認め「人権を配慮した保育」「子どもの人権を守るために」場面の対応を Q&A 方式で示し職員に周知している。職員が言葉遣いなどに気をつけ、子どもの気持ちを尊重し、穏やかに接している場面を確認できた。

4	A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができ	а
		る環境の整備、援助を行っている。	

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

発達段階に応じて月間指導計画、週案が立てられ、取り組まれている。安全に気を付けて生活できるよう、屋内では全身の動きを取り入れた「リズム遊び」、屋外では「歩け歩け」を掲げ、自然に親しみ動と静の活動バランスに配慮している。外部講師による運動遊びを行い、基礎的動きを体得できる活動も行っている。

日常の園生活における歯磨きや着替えなどは日課に沿って一人ひとりの状況に応じた指導、 確認をしている。

⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの a 生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

〈コメント〉

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

「当番活動」において、3歳児は4月当初5歳児と一緒に活動しやり方を学んでいる。年長児はリズム遊び、グループ活動、クッキングやレストランごっこでも役割をもって活動している。

豆まきの鬼の面づくりでは共同製作活動の場とし、「ルールを守ると遊びが楽しくなる」こと を体験して、ルールを身につけられるように支援している。

朝夕異年齢児で過ごすときは各自歌ったり、踊ったり、絵をかいたり、粘土遊び、広告紙で 工作するなど好きな遊びができるように環境を作り対応している。

近隣5園の保育園児交流(5歳児)や地域の未就学児と交流し社会的体験の場を広げている。

6	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0 歳児) において、養護と教育が一体的に	i a
	展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法	₹
	に配慮している。	

〈コメント〉

適切な環境を整備し、保育の内容や保育に配慮している。

全体的な計画に基づき、個人別の年間指導計画が作成されており、一人ひとりの発達に応じた内容となっている。

連絡帳や送迎時のこまめな情報交換で保護者との連携をとっている。

O歳児は、外に出られないため、部屋での遊びとなるので、おもちゃに変化をつけるなど配 慮がされている。

O歳児は担当保育士が決まっており、愛着関係が形成され情緒の安定が図られるようにしている。

養護と教育が一体的に実践されている。

7	A-1-(2)-⑥ 3 歳未満児(1·2 歳児)の保育において、養護と教育が	а
	一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内	
	容や方法に配慮している。	

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にしている。トイレ後にズボンをはく場面でも、 見守り、最後に少し手助けをして、一人でできた満足感を持てるように関わっている。

一人ひとりの発達に応じた遊びができるように、数種類の玩具が準備され、自発的に行える よう環境整備されている。

今まで外出時は未満児と以上児を別々で行っていたのを、今年から一緒に外出している。 養護と教育が一体的に実践されている。

8	A-1-(2)-⑦ 3 歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展	∉ a
	開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に	_
	配慮している。	

〈コメント〉

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

毎週月曜日に、異年齢児との関わりの時間があり、3・4・5歳児が一諸にりズム遊びを行っている。全身を動かして意欲的に活動し、ルールを守ることや他者を思いやるなどの情緒を生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう取り組んでいる。

「園だより」で毎月の行事の記録を発信している。さらに、手作りおやつで地域の高齢者と の交流もあり、養護と教育が一体的に実践されている。

9	A-1-(2)-®	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備	a
		し、保育の内容や方法に配慮している。	

〈コメント〉

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 障害児年間計画が作成されており、障害児研修にも参加し、受け入れ準備はできている。 専門機関に関する情報などをチラシで配布し保護者へ提供している。

現在、障害児は入園していない。

10	A-1-(2)-9	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内	a
		容や方法に配慮している。	

〈コメント〉

長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

年間指導計画に、長時間保育のねらい・内容・環境・援助・職員の連携が具体的に示されている。

全体的な計画に延長保育を位置付けており、延長保育では、18 時 15 分に次の食事の負担にならない程度の軽食が提供されていることが献立表で確認できた。

延長保育日誌に子どもの状況や活動内容を記録し適切な引き継ぎが行われている。

保護者とも連絡ノートで連携が取られ、苦情などには素早く対応する配慮がなされている。

11)	A-1-(2)-10	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育	;
		の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	

小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに 配慮している。

全体的な計画・年間指導計画とともに、文字・数・絵の年間指導計画があり、就学を見通し た保育が実践されている。

お花見会に卒園した小学1年生が参加,夏祭りには卒園児1~6年生までが参加し交流の場となっている。

職員が保幼小連絡会議に出席し、授業参観するなど、小学校の指導計画に見合った接続期の保育を学ぶ機会となっている。また、保育所児童保育要録を就学先の小学校に送付し、小学校との連携がとられている。

A-1-(3) 健康管理

② A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

〈コメント〉

子どもの健康管理を適切に行っている。

子どもの健康に関する方針や取組みを、「入園のしおり」「ほけんだより」「園だより」で保護者に伝えている。

「健康管理マニュアル」が整備され、年間の保健・安全計画も作成しており、嘱託医と連携 し健康診断(年2回)、歯科検診が実施されている。さらに、感染予防にも努めている。

乳幼児突然死症候群対策として、O歳児は5分毎、1・2歳児は15分毎に呼吸・全身状態をチェック表に記録し管理されている。

③ A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 a

〈コメント〉

健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。

健康診断・歯科検診の結果は、保育の記録の特記事項に記録し、申し送りされ職員間で情報 共有されている。

健康診断・歯科検診の結果を踏まえ保健・安全計画が作成されている。

検診結果は保護者に知らせ、必要な場合は受診を勧めている。

〈コメント〉

アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を 行っている。

「入園のしおり」の重要事項説明書にアレルギー対応について記載されている。食育・アレルギー対応研修会や食物アレルギー対応研修会等、園外研修参加が計画されている。

アレルギー疾患の子どもは、医師から診断書と指示書を受け、適切に対応されている。

毎月、給食会議を開催し、園長・栄養士・調理員で、アレルギー対応の確認をしている。

アレルギー除去食の献立表が作成されており、食事提供時は、トレーを色分けするなどの工 夫をして、職員間で声かけし確認し合い、配膳ミスがないように細心の注意が払われている。

A-1-(4) 食事 ⑤ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。 a

〈コメント〉

食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

食育年間指導計画に、0歳児・1~2歳児・3~5歳児ごとの食に関する具体的な目標が盛り込まれていて、個人年間指導計画に、個々の発達に合わせた食事内容などが組み込まれ実践されている。

以上児は、自分でトレーを準備し、主食・汁物・主菜・副菜を運び、お膳を整え、職員も一緒に食事をし、食に関心を持ち楽しんで食事ができるよう工夫されている。

食育フェアとしてクッキングやバイキング、また、食育デーとして卒園児が献立を考えるなどの様々な取組みがなされている。

「給食だより」でレシピを紹介したり、玄関にもレシピや写真を掲示している。連絡ノート に食事量を記録し、保護者と連携がとられている。

16)	A-1-(4)-2	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事	a
		を提供している。	

〈コメント〉

子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

乳児の一人ひとりの発育を考慮した、ミルクや離乳食が提供されている。

地域の野菜や季節の食材を取り入れて、多種類の食物に触れる献立となっている。年2回の 給食アンケートや検食簿をもとに、献立や調理方法を検討している。

「衛生管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」を整備し、安全な食事提供に配慮されている。栄養士が、週2~3回一緒に食事をして、子どもたちの様子を見たり、「食べ物に感謝していただく」という話をする機会が設けられている。

A-2. 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-	(1) 家庭との緊密な連携	
17)	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行	а
	なっている。	

〈コメント〉

子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

保護者にパンフレットを配布し、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得ている。 保育参観・毎月のお誕生会・クリスマス会などの行事があり、保護者が子どもの園での様子 や成長を見る機会が提供されている。

連絡ノートや送迎時の声かけにより子どもの園での様子について情報共有し、保護者からの 相談にはすぐ対応する仕組みとなっている。

A-2-(2)保護者等の支援®A-2-(2)-①保護者が安心して子育てができるよう支援を行なっている。a

〈コメント〉

保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

クラス面談や個別面談で相談できる体制が整えられており、相談内容は適切に記録されている。

保育困難者の支援として、専門の機関を紹介する体制がある。また、年2~3回子育て支援 の講座も実施している。

延長保育・一時保育・日曜保育(在園児のみ)を行い、保護者の就労などの事情に配慮した対応がなされている。

19	A-2-(2)-2	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期	a
		発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	

〈コメント〉

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

「虐待防止対応マニュアル」のチェック項目を見直し、迅速な対応ができるよう、相談の流れがフローチャートで示されている。

虐待に関する園外研修に参加し、それを復命報告し、回覧して職員間で情報共有されている。 着替え時に発見した事例もあり、関係機関との連携がとれる体制となっており、虐待の早期 発見・早期対応・予防の取組みがなされている。

A-3. 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-	-(1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)	
20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)	а
	を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	

〈コメント〉

保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

週案や年間の指導計画の保育実践を振り返り、自己評価を実施していて、自己評価結果を保 護者にも「園だより」と一緒に配布し、情報提供している。

自己評価結果の改善策を検討し、保育所全体の保育内容の改善に努めている。